

公告中の案件に関する質問及び回答

質 問 日	令和8年2月4日
発 注 機 関	兵庫森林管理署
事 業 名	鶏籠山山腹工事(ゼロ国債)
公 告 日	令和8年1月29日
開 札 日 時	令和8年3月11日
質問の内容	<p>1 仮設鋼材運搬費 敷鉄板 1.7km として、 18号明細書に1t当り 基本運賃(10kmまで 12m以内): 1t 仮設材積込・取卸費(基地～現場～基地): 1t が計上されていますが、 その単価について、 運賃は、 片道みの計上(4350円)でしょうか？往復の計上(片道×2)でしょうか？ 積込・取卸費の計上は、 基地での積込+現場での取卸+現場での積込+基地での取卸の4回分でしょうか？</p> <p>2 モノレール保守点検費として、 38号代価に1回当り、モノレール技士が2.7人計上されていますが、 その公表単価は、週休2日の補正がされた単価でしょうか？ それとも、公表されている単価を補正する必要があるのでしょうか？</p> <p>3 「現場説明補足事項」4. その他割増等 (2)に「モノレール架設に伴う資機材等の賃料及び労務費は、週休二日を前提とした存知期間分(月数)の経費を計上しているため、補正の対象とはしていない。」とありますが、 モノレール運搬設備 4か月 14号明細書の中の モノレール架設+撤去(傾斜30度未満): 190m (31号代価表)の 労務費(土木一般世話役: 3人, 特殊作業員: 3人, 普通作業員: 3人)の 単価は週休二日補正はしないということでしょうか？</p>
質問の回答	<p>1 運賃は往復分を計上しています。 仮設材積込・取卸費は基地での積込み+現場での取卸し+現場での積込み+基地での取卸しを計上しています。</p> <p>2 モノレール技士の単価は、週休2日に係る労務単価の補正の対象としていません。</p> <p>3 「現場説明補足事項」4. その他割増等(2)の記載を以下のとおり訂正します。 訂正後の現場説明補足事項を確認して下さい。 「モノレール架設に伴う資機材等の賃料は、週休二日を前提とした存置期間分(月数)の経費を計上しているため、補正の対象とはしていない。」 このため、モノレール架設+撤去 (31号代価表)における労務費は週休二日に係る補正の対象としています。</p>